

推薦文



山田 啓二 氏

前 京都府知事
京都産業大学法学部教授

ネット社会や高齢化社会を迎え消費者問題が深刻化する中、被害の予防や救済について消費者の皆さんを守るため、行政だけではなく民間の力も取り入れた消費者の皆さんを守る取り組みが進められています。内閣総理大臣によって認定された「適格消費者団体」もその一つであり、消費者自身の視点で、より迅速に事業者の違法あるいは不当な勧誘、表示・広告、契約条項の使用を差し止める制度（消費者団体訴訟制度）も定められたところでもあります。適格消費者団体は、現在全国に20以上認定されていますが、京都では「京都消費者契約ネットワーク（KCCN）」が適格消費者団体として認定され、違法・不当勧誘や表示などの差止請求や啓発活動など消費者被害の予防や救済のためのさまざまな活動をしています。

また、京都府など地方自治体とも連携し、悪質商法の撲滅のための取組やシンポジウムを開催などの消費者教育の取組をするなど消費者保護の観点から着実に実績を積み重ねているところであります。

事業者の皆さんにおかれては、消費者の皆さんの安心が守られていることは事業を推進するための基盤であり、企業に求められるCSR（企業の社会的責任）、CSV（共有価値の創造）、SDGs（持続可能な開発目標）に貢献する活動を積極的に行っていたと考えておりますが、そのためにも適格消費者団体としての京都消費者契約ネットワーク（KCCN）の活動をぜひ知っていただき、ご理解いただくようお願いいたします。



KCCNの受賞歴

- 2011年 消費者支援功労者表彰 ベストサポーター賞
- 2012年 明日の京都賞 推進特別賞（京都府）
- 2019年 消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰

KCCNの行政との連携

- 2009年度 消費生活相談員養成講座（京都府）
- 2010年度 消費生活相談員養成講座（京都府）
- 2015年度 内閣府消費者委員会とセミナー開催
- 2015年度 消費者団体訴訟制度シンポジウム（京都府）
- 2017年度 消費者団体訴訟制度シンポジウム（京都府）
- 2018年度 消費者団体訴訟制度シンポジウム（京都府）

2020.8 発行

事業者の皆さまへ

Donation Please

KCCNを応援してください

NPO法人京都消費者ネットワーク

Kyoto Consumers Contract Network（通称KCCN）は
内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。



内閣総理大臣認定・適格消費者団体 NPO法人 京都消費者契約ネットワーク

〒604-0847京都市中京区烏丸二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階

TEL.075-211-5920 FAX.075-746-5207

E-mail: mail@kccn.jp HP: http://kccn.jp/index.html





事業者に求められているもの

1

SDGs 持続可能な開発目標

持続可能で望ましい社会の構築に向けた事業活動を行うこと。

2

消費者指向経営

事業者が消費者を重視した活動をする事。

3

CSR 企業の社会的責任

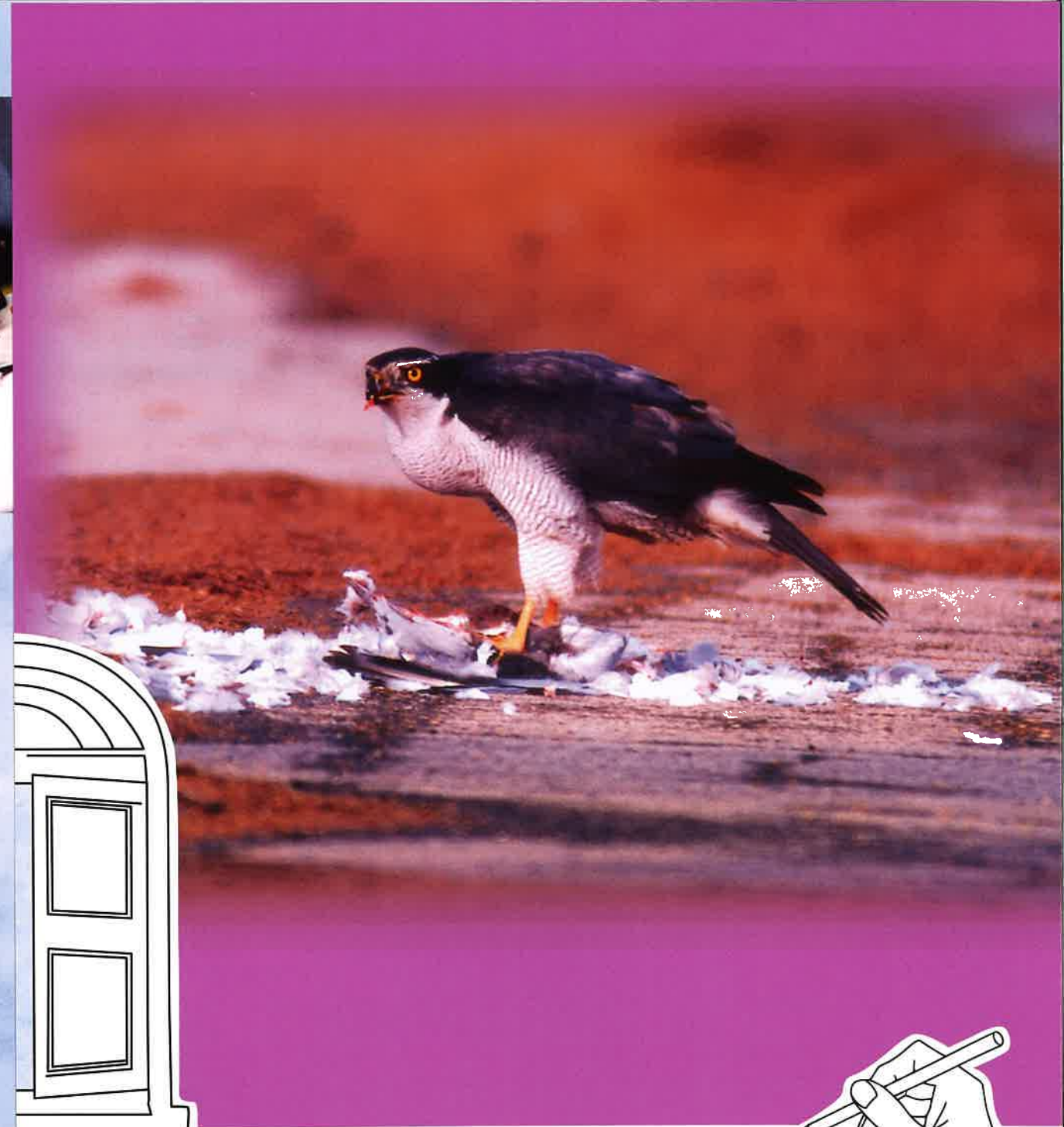
Corporate Social Responsibility
株主だけでなく利害関係者・社会全体の利益を実現すること。

京都においてこれらを実行するには

KCCNは内閣総理大臣認定の適格消費者団体。

消費者をとりまく市場を鋭く監視し、違法・不当な行為を行う事業者に対しその行為をやめさせます。

悪質な事業者を市場から排除することは、健全な事業者にとって大きなメリットになります。KCCNを応援していただくことが事業者にも求められているものを実現する一つになると考えています。



シンボルマークのタカについて

KCCNのシンボルマークのオオタカの写真は、消費者問題への取り組みをライフワークとされた故 津谷裕貴弁護士が生前に撮られた写真を、奥様のお許しを得て使用させていただいています。

悪質な事業者の行為を、オオタカのように鋭い目で監視していこうとしています。





KCCNの取り組み

京都消費者契約ネットワーク？ 適格消費者団体？

消費者の安全・安心な生活を守るために悪質な事業活動を是正しています。

その活動は健全な市場の形成につながっています。

京都消費者契約 ネットワークとは

京都消費者契約ネットワーク(略称:KCCN)は、京都の消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士ら約100名で構成されているネットワーク組織です。

1998年に活動を始め、事業者に対する不当行為中止の申入活動を先駆的に行い、消費者団体訴訟制度の成立に積極的に関与してきました。

2007年12月25日には適格消費者団体として内閣総理大臣により認定され、差止請求関係業務を積極的に行っています。悪質な事業活動に対しては毅然として是正を求め、全国の適格消費者団体の中でも、数多くの差止請求訴訟を行っている団体です。



適格消費者団体とは

「適格消費者団体」は、事業者の不当な行為に対して差止請求をすることができる団体として、内閣総理大臣による認定を受けた消費者団体です。

全国各地に21の適格消費者団体が存在します(2020年7月現在)が、京都にあるのは京都消費者契約ネットワークのみです。

差止請求とは

「適格消費者団体」は、個々の消費者からの依頼を要することなく、不特定多数の消費者のために、事業者による問題のある勧誘や問題のある契約条項、不当な表示等に対し、その行為を差し止めることができます。

事業者が行為の是正に応じない場合には、差止請求訴訟を提起することもできます。



適格消費者団体を 支援する意味

KCCNは、消費者団体のなかでも、特に積極的な差止請求活動等を通じて、消費者の権利擁護を目指して参りました。

適格消費者団体による差止請求は、国が、消費者の権利利益の保護のために適格消費者団体に認めたものであり、公益的目的のために定められた制度です。しかしながら、KCCNを含めたほとんどの適格消費者団体は、協力者によるボランティアによって運営されており、経済的な基盤は盤石とは言えません。



一つ一つの企業は、販売する商品・サービスを通じて、顧客を満足させ、それによって消費者の利益を図ることができます。

他方でより広い観点から、市場の公正性確保や、消費者一般の権利擁護を図ることは簡単ではありません。



もし、KCCNをご支援いただけるのであれば、私たちの活動を通じて、企業の皆様にも、広く消費者の権利擁護を図る活動にご参加いただけるものだと考えております。

研究会商法(クロレラ)

京都市内で多数配布されていた日本クロレラ療法研究会名義の新聞折込チラシには、様々な慢性病には、クロレラ療法が勧められるとの記載がありましたが、具体的な事業者名は記載されていませんでした。

第1審では、上記研究会に資料請求すると、被告事業者のカタログが送られてくる等の事実から、研究会チラシの配布主体は被告事業者であると認定し、薬事法の承認を受けていないにもかかわらず、医薬品的な効能を表示することは、景品表示法の優良誤認表示に該当するとされました。

また、最高裁判決では、不特定多数の消費者に向けられた広告等であっても、消費者契約法上の「勧誘」に当たり得ると示されました。

当時、横行していた研究会商法に切り込み、かつ、画期的な最高裁判決を得た、非常に意義のある活動となりました。

詐欺的なお試し価格商法

健康食品などの分野では、「お試し価格」という割引価格で販売し、消費者にその商品を試してもらう商法があります。2015年頃より、「お試し価格」と称しつつも、定価での複数回の購入を、お試し価格購入の条件としている事業者が増えました。

そのような事業者の販売ホームページは、お試し価格を強調する一方で、定価での購入については、消費者の目につきにくいように表示しており、景品表示法の有利誤認表示に当たる可能性があります。

当団体は、これまでに3社に訴訟提起し、いずれも問題とされた表示は使われなくなりました。お試し価格での販売は、消費者の利益になるものですが、詐欺的なお試し価格商法が横行すれば、健全な事業者の販売方法のイメージすら低下しかねません。

当団体の行っている、市場の健全性確保のための活動の一例といえます。